

令和3年国民体育大会東北ブロック大会
兼
第48回東北総合体育大会【ハンドボール】

«宿泊・弁当お申込みのご案内»

宿泊・昼食弁当の手配については、東武トップツアーズ（株）山形支店（以下、『当支店』）がお取り扱いさせていただきます。

1 基本方針

宿泊・弁当の手配申込みについては、山形県実行委員会事務局（以下「県事務局」という）の定めた宿泊要項の総則・基本方針に準じ実施致します。

2 宿泊について【募集型企画旅行となります。】別紙、旅行条件書を確認の上お申し込みください。

旅行代金及び適用期間は下記の通りです。（最少催行人員は1名、添乗員は同行しません。）

(1) 旅行代金（1名様1泊当たり）

別紙参照

(2) 適用期間

宿泊の適用期間は、8月23日（月）～8月31日（火）の9泊とします。

ただし、災害等特別な理由が生じた場合は、別途県事務局と考慮させていただきます。

(3) 配宿について

配宿は県事務局と連絡調整のうえ行います。ご希望の宿泊ランク・食事条件をご選択ください。

ただし、宿泊ランク（宿泊施設）のご希望に添えない場合もございます。

また、宿泊施設が満室に達した場合は、やむを得ず掲載外の宿泊施設にてご提案させていただく場合がございます。予めご了承くださいませ。

宿泊施設の決定については、各競技毎の配宿通知予定日前までにご連絡いたしますので、専用サイトの[マイページ]にて確定宿泊施設名および部屋数をご確認ください。

(4) 宿舎での食事の時間

宿舎での食事の時間は、原則として次のとおりとし、競技の都合等で時間外に食事を希望する場合は宿舎側と個別に協議の程お願い申し上げます。

朝食：午前6時30分から午前9時まで 夕食：午後5時から午後8時まで

(5) 利用予定宿舎一覧

別紙参照

3 昼食弁当について【旅行契約に該当致しません。】

(1) 昼食弁当代金

大会参加者	昼食弁当代金	800円	消費税含む、飲料代含まない
	昼食お茶代金	130円	消費税含む

(2) 適用期間

昼食弁当の適用期間は、8月23日（月）～8月31日（火）までとします。

ただし、災害等特別な理由が生じた場合は、別途県事務局と考慮させていただきます。

(3) 昼食弁当の追加

昼食弁当の追加は、弁当利用前日の正午まで申し込み願います。

(4) 昼食弁当の配達

昼食弁当は、あらかじめ指定した時間までに各競技場へ配達することを原則と致しますが、諸般の事情により配達できない場合は、各県の監督と十分協議のうえ、競技に支障のないように配慮致します。

4 宿泊・弁当の変更・取消しについて

※宿泊については旅行契約成立後お客さまの都合でお取消しになる場合、
1泊ごとに下表の取消料を申し受けます。

宿泊	取消日		取消料	弁当	取消日	取消料
	旅行開始日の	4日前まで	無料		前日12:00迄	無料
	前日から起算して	3日前から2日前まで	20%		上記以降	100%
	前日		40%			
	当日		50%			
	旅行開始後又は無連絡不参加		100%			

(1) 宿泊の取消・変更については、各県申込責任者が当該宿舎又は当支店へ、弁当は当支店に速やかに
お申出下さい。※当支店の営業時間内にお申し出ください。時間外については翌営業日の取扱いとなります。

※旅行開始前のお取消しの場合、お1人様につき初泊1泊分のみの取消し料金とします。ご宿泊当日の
12時までに取消の連絡がない場合は、無連絡不泊として取扱い100%の取消料を申し受けます。

(2) 入宿後、選手・監督が競技の都合により2泊目以降の宿泊を取消す場合の取消料は次表の通りとします。
また、取消しにあたっては、宿泊責任者が当該宿舎へ速やかに連絡してください。

宿泊取消しの申出区分	取消料
宿泊日当日の正午まで	無料
宿泊日当日の正午すぎ	旅行料金の100%

※但し、特別な事情で宿泊取消しの申し出が宿泊予定日当日の正午を過ぎることについて、
予め当該宿舎の了解を得た場合はこの限りではありません。

(3) 宿泊当日が支店休業日の場合は、宿泊責任者が当該宿舎へ速やかに連絡してください。

5 宿泊及び昼食弁当の申込み方法・お支払方法について

(1) 宿泊及び昼食弁当の申込み方法は次のとおりです。

①各県の競技団体は、当社の専用申込システムにてお申込み願います。

<https://sec.tobutoptours.co.jp/2021/tohoku-2021/>

②各県本部役員宿泊については、主会期のみ申込システムを利用することとし、主会期外は
当社担当まで申し込み願います。

(2) 申込期限

2021年7月21日(水) 午後5時まで

(3) 旅行代金・昼食弁当代金の支払方法

2021年8月18日(水)までに、当支店が発行する請求書により、指定する口座に振り込み願います。

«お申込み・お問い合わせ先»

【旅行企画・実施】東武トップツアーズ株式会社山形支店
観光庁長官登録旅行業第38号（一社）日本旅行業協会正会員
〒990-0031

山形県山形市十日町1-1-34 山形駅前通りビル2F

電話023-641-4141 FAX023-641-1019

E-mail : tohokusotai2021@tobutoptours.co.jp

総合旅行業務取扱管理者：酒井 健二

営業時間：月～金 9:30～17:30 土・日・祝日は休業日

ボンド保証会員



旅行業公正取引
協議会 会員

担当者：大竹・樋口

【客国21-265】

≪ 利用予定宿舎一覧 ≫

下表の旅行代金は、表示の食事および税金・サービス料が含まれた1名様1泊当りの代金です。

宿泊日：8月23日（月）・24日（火）・25日（水）・26日（木）・27日（金）・28日（土）
29日（日）・30日（月）・31日（火）

宿泊 ランク	宿泊施設名	食事条件	旅行代金	住所	電話番号
S	スーパーホテル さくらんぼ東根駅前	1泊2食	11,000 円	東根市さくらんぼ駅前2-17-21	0237-51-9000
		1泊朝食	9,480 円		
		1泊夕食	11,000 円		
		素泊まり	9,480 円		
	石亭小松	1泊2食	11,000 円	東根市東根温泉2-11-1	0237-42-1551
		1泊朝食	9,480 円		
		1泊夕食	10,300 円		
		素泊まり	8,780 円		
	たびやかた嵐の湯	1泊2食	11,000 円	東根市温泉町1-9-22	0237-42-0054
		1泊朝食	9,480 円		
		1泊夕食	10,300 円		
		素泊まり	8,780 円		
	クアハウス基点	1泊2食	11,000 円	村山市基点1034-7	0237-56-3351
		1泊朝食	9,480 円		
		1泊夕食	10,300 円		
		素泊まり	8,780 円		
A	ベストウェスタン山形 エアポート	1泊2食	10,000 円	東根市さくらんぼ駅前2-1-25	0237-43-0026
		1泊朝食	8,560 円		
		1泊夕食	10,000 円		
		素泊まり	8,560 円		
B	村山西口ホテル	1泊2食	9,000 円	村山市駅西3-20	0237-52-9025
		1泊朝食	7,640 円		
		1泊夕食	8,300 円		
		素泊まり	6,940 円		
	ホテルパールシティ 天童	1泊2食	9,000 円	天童市東本町2-9-23	023-651-0411
		1泊朝食	7,600 円		
		1泊夕食	8,300 円		
		素泊まり	6,900 円		
	天童セントラルホテル	1泊2食	9,000 円	天童市本町2-1-31	023-654-8822
		1泊朝食	7,600 円		
		1泊夕食	8,300 円		
		素泊まり	6,900 円		

* 部屋タイプについて：洋室（シングル・ツイン・トリプル）・和室（部屋定員）利用。

*ご希望の宿泊ランク（宿泊施設）が満室の場合、他ランク（宿泊施設）にてご案内させていただく場合がございますので、予めご了承ください。

*スーパーホテルさくらんぼ東根駅前・ベストウェスタン山形エアポートにおいては、無料朝食付となります。

旅行条件

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社山形支店（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）、並びに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

1、お申込み方法・条件と旅行契約の成立

- (1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から申込みがあった場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。
- (2) 所定の申込書によりお申込みください。
- (3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。
- (4) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

2、旅行代金のお支払い

旅行代金は、「申込案内」『5、旅行代金の支払方法』の条件によりお支払いいただきます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3、旅行代金に含まれるもの

「お申込のご案内要項」に記載のとおりです。それ以外の費用はお客様負担となります。

4、旅行内容・旅行代金の変更

- (1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。
- (2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増える場合がありますのであらかじめご了承ください。詳しくは係員におたずねください。

5、旅行契約の解除

- (1) お客様は、「お申込のご案内」『4、変更、取消しについて』記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日は、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することがあります。
- (2) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。
- (3) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

6、旅程管理及び添乗員等の業務

- (1) 添乗員は同行いたしません。(2) 必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行なっていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

7、当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客

様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）

- (2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的地滞滞在時間の短縮

8、旅程保証

- (1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①～⑧にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

①旅行開始日又は旅行終了日 ②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類又は会社名 ⑤本邦内の出発空港又は帰着空港の異なる便への変更 ⑥宿泊機関の種類又は名称 ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑧前各項に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

- (2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

①次に掲げる事由による変更の場合（ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）
ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止 カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命又は身体

の安全確保のために必要な措置
②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

- (3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

9、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中に急激かつ偶発的な外來の事故により、その身体又は荷物に被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金2～20万円、通院見舞金1～5万円、携帯品損害補償金 旅行者1名につき15万円以内。

10、お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。
- (3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地においてすみやかに当社又は旅行サービス提供機関にお申し出ください。

11、個人情報の取扱い

- (1) 当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させていただくほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、お客

様のお買い物の便宜、データ処理、旅行参加時におけるご案内などのために利用させていただきます。

- (2) 当社は、本項（1）の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関、保険会社、免税品店などの土産物店、当社が旅行手配を委託している手配代行、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号ならびに搭乗される航空便名等、年齢、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。

- (3) 当社は、旅行中に傷病等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報を伺いしております。この個人情報は、お客様に傷病等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。

- (4) 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来す恐れがありますので、正確な記入をお願いします。お申込みいただく際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

- (5) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、取扱事業所へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

12、お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

13、その他

- (1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (2) この旅行条件・旅行代金は2021年5月12日現在を基準としております。

●お申込み・お問い合わせは

【旅行企画・実施】 観光庁長官登録旅行業第38号



山形支店

山形市十日町1-1-34
電話番号 023-641-4141 FAX 番号 023-641-1019
営業日 平日 営業時間 9:30～17:30
一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員
総合旅行業務取扱管理者：酒井 健二

【客国21-265】

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

(2017.6版)